

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年一月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 片柳川越線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
川越市大字下広谷字牛原三八九 番一地从り同市大字下広谷字 牛原南三三〇番二地先まで		区 間
九・二一〇 四三・七五	九・二一〇 一三・二一一	敷地の幅員 (メートル)
二三四・四四		延長 (メートル)
る。 う道路改良事業によ る。		備 考